

令和8年第8回仙北市農業委員会総会議事録

令和8年 第8回

仙北市農業委員会総会議事録

令和8年7月6日(月)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和8年7月6日(月) 午前9時から

2. 開催場所 仙北市役所角館庁舎2階 201・202会議室

3. 出席委員(17名)

1番 齋藤 瑠璃子	2番 小田嶋 比左子
3番 藤村 紀章	4番 高橋 健
5番 千葉 智永	6番 佐藤 一也
7番 鈴木 八寿男	8番 荒木田 浩生
9番 藤川 健栄	10番 小玉 均
11番 青柳 良信	12番 佐藤 孝典
13番 大石 知	14番 門脇 富士美
15番 草薨 良孝	16番 高橋 政敏
17番 藤村 隆清	

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

- 第1 開会宣言
- 第2 会長挨拶
- 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第4 会務諸報告
- 第5 報告
 - (1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届け出について
 - (2)農地の転用事実に関する回答書について
議事
 - (1)議案第26号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2)議案第27号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3)議案第28号
農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見について
 - (4)議案第29号
現況非農地証明願に対する可否決定について

第6 閉会

6. 事務局職員 局長 小木田 満洋 主査 高橋 直人
主事 芳賀 元気 主事 鬼川 さら
7. 書記 主事 鬼川 さら
8. 議事録署名員 5番 千葉 智永 6番 佐藤 一也
9. 会議の概要
- 会長 ただいまから、第8回仙北市農業委員会総会を開催いたします。
- 会長 《会長挨拶》
- 議長 本日の総会への出席委員は17名、欠席委員は0名です。よって、本総会は定足数に達しております。これより、本日の会議を開きます。(午前9時)
- 議長 次に、日程3の議事録署名員並びに会議書記を、こちらから指名してよろしいでしょうか。
- 議長 「異議なし」の声あり
- 議長 異議なしと認めます。それではこちらから、議事録署名員並びに会議書記を指名いたします。議事録署名員には、5番千葉委員、6番佐藤委員の両委員を指名いたします。会議書記には、鬼川主事を指名いたします。
- 議長 本日の会議の日程につきましては、議事日程表により進行いたします。ご異議ございませんか。
- 議長 「異議なし」の声あり
- 議長 異議なしと認めます。それでは、日程4の会務諸報告をお願いします。
- 小木田局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》
- 議長 それでは、日程5の報告に入ります。事務局より説明をお願いします。
- 高橋主査 《報告の朗読及び内容説明》
- 議長 ただいま事務局より説明がありましたが、報告事項ですので質問事項はご容赦願います。
- 議長 それでは、議事に入ります。議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、整理番号10番を上程します。利害関係者の退席を求めます。5番千葉委員。
- 議長 《千葉委員退席》
- 議長 事務局より説明をお願いします。
- 鬼川主事 議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

- 鬼川主事 整理番号10番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借再設定案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は農地法3条へ切替となっております。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円です。説明は以上です。
- 議長 説明が終わりました。整理番号10番については、更新案件ですので、現地確認報告は省略します。
- 議長 整理番号10番について、ご意見ご質問等ございませんか。
- 議長 「なし」の声あり
- 議長 無いようですので、許可することにご異議ございませんか。
- 議長 「異議なし」の声あり
- 議長 異議なしと認めます。よって、議案第26号のうち、整理番号10番については許可することに決定します。利害関係者の復席を求めます。
- 議長 《千葉委員復席》
- 議長 次に議案第26号のうち、整理番号11番と12番を上程します。利害関係者として私が退席をします。議長を13番大石代理にお願いします。
- 議長 《藤村会長退席》
- 大石代理 暫時議長を務めます。それでは、整理番号11番と12番について、事務局より説明をお願いします。
- 鬼川主事 整理番号11番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借再設定案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は〇〇です。申請事由は農地法3条へ切替となっております。期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵です。
- 議長 整理番号12番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借再設定案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は〇〇です。申請事由は農地法3条へ切替となっております。期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵です。説明は以上です。
- 大石代理 説明が終わりました。整理番号11番と12番については、更新案件ですので、現地確認報告は省略します。
- 大石代理 整理番号11番と12番について、ご意見ご質問等ございませんか。
- 大石代理 「なし」の声あり
- 大石代理 無いようですので、許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

大石代理 異議なしと認めます。よって、議案第26号のうち、整理番号11番と12番については許可することに決定します。利害関係者の復席を求め、議長を交代します。

《藤村会長復席》

議長 次に議案第26号のうち、整理番号10番、11番、12番を除き一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

鬼川主事 整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条有償移転案件となります。譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となっております。総額〇〇円です。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借新規案件となります。貸付人は〇〇在住の〇〇さん、借受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、貸付人変更による再契約となっております。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借新規案件となります。貸付人は角館町〇〇地区の〇〇さん、借受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となっております。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円です。

整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借新規案件となります。貸付人は西木町〇〇地区の〇〇さん、借受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となっております。期間は〇〇年間、10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵です。

整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借新規案件となります。貸付人は西木町〇〇地区の相続人代表者である〇〇さん、借受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、貸付人変更による再契約となっております。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円、所有者は〇〇さんです。

整理番号6番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借新規案件となります。貸付人は西木町〇〇地区の相続人代表者である〇〇さん、借受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。申

鬼川主事 請事由は相手方の要望、貸付人変更による再契約となっております。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円、所有者は〇〇さんです。

整理番号7番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借新規案件となります。貸付人は〇〇在住の相続人代表者である〇〇さん、借受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、貸付人変更による再契約となっております。期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円、所有者は〇〇さんです。

整理番号8番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条使用貸借新規案件となります。貸付人は西木町〇〇地区の〇〇さん、借受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となっております。期間は〇〇年間です。

整理番号9番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条使用貸借新規案件となります。譲渡人は〇〇、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は農地中間管理機構が実施する特例事業（農地売買等支援事業）による使用収益権設定のため、経営規模の拡大となっております。公社特例売買事業（分割型）における使用収益権の設定、売り手は〇〇さんです。

整理番号13番から15番については、更新案件のため説明は省略します。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番について10番小玉委員をお願いします。

10番小玉 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号2番について9番藤川委員をお願いします。

9番藤川 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号3番について15番草薨委員をお願いします。

15番草薨 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号4番について6番佐藤委員をお願いします。

6番佐藤 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号5番から8番について、14番門脇委員をお願いします。

14番門脇 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号9番について1番齋藤委員をお願いします。

1番齋藤 《3条調書に基づき現地確認報告》

整理番号13番から15番については、更新案件ですので現地確認報告は省略します。現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

大石代理 整理番号8番について、期間が〇〇年間となっているが、継続して耕作できないという理由があるのか。

小木田局長 法律上は問題ないといことで、こちらでも受け付けております。試しにやってみてもしよければ、継続して耕作していく、10年等契約もありえるとのことでしたので、よろしくお祈いします。

議 長 他にございせんか。

議 長 ないようですので、許可することにご異議ございせんか。
「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第26号のうち、整理番号10番、11番、12番を除く案件については、許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第27号、農地法第4条の規定による許可申請について上程いたします。事務局から説明をお願いします。

小木田局長 整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、申請人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は農業用施設、施設等は農業用倉庫となります。転用理由は規模拡大に伴い、農機具等の格納場所が手狭となり、農業用施設を新設するためとなっております。期間は永年転用です。別冊資料にて内容を説明いたします。事業計画書(共通)にあります、4番資金計画については自己資金での対応となっており、資力につきましては預金通帳の残高を確認し、資力は十分だと判断しております。9番造成・盛土は有で、盛土規制法には抵触しない、12番排水についても有ということで11ページ「被害防除計画書」に防除について記載があります。用地造成に伴う被害防除措置として法面保護をする、隣接地には水路があり、排水計画の雨水排水については自然流下、側溝水路へ流下することとなっております。図面を見て分かるとおりハウスだけのため、本来であれば届け出だけで済む案件ですが、周辺土地につきまして、冬場はハウス周りの雪を排雪するための排雪場の確保、また進入路に砂利を敷いて整地したいといことで、全体を転用する案件となっております。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告を1番齋藤委員、お願いします。

1 番 齋 藤 《現地確認報告》

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございせんか。
「なし」の声あり

議 長 ないようですので、議案第27号については、許可することにご異議ございせんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第27号については、許可することとします。

議 長 次に議案第28号、農用地利用集積計画等促進計画案に関する意見についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

芳賀主事 整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡です。所有権を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇です。利用目的が畑、売買価格が〇〇円です。公社特例売買事業(即売り)、買受予定者が〇〇さんです。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡です。機構法賃貸借新規の案件となります。賃借権を設定する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借権の設定を受ける者は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。10a当たり〇〇円、利用目的が田・転作畑、期間は〇〇年間、年額〇〇円です。

整理番号3番から9番については、再設定案件のため説明は省略します。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番について、6番佐藤委員お願いします。

《現地確認報告》

6 番 佐 藤 整理番号2番について、5番千葉委員お願いします。

《現地確認報告》

5 番 千 葉 整理番号3番から9番については、再設定案件のため現地確認報告は省略します。現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございせんか。

「なし」の声あり

ないようですので、原案のとおり許可することにご異議ございせんか。

議 長 「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって、議案第28号については、原案のとおり決定し答申することとします。

議 長 次に議案第29号、現況非農地証明願に対する可否決定についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

高橋主査 整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、非農地証明案件となります。所有者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。非農地の事由が昭和〇〇年頃から原野化しているためです。詳細につきましては別冊資料にて説明します。非農地証明申請の利用状況及び年数について、推定〇〇年間は耕作しておらず原野状態で、昨年の農地パト

ロールによる意向調査で、今回申請されたとのことでした。現地確認にも行き、後ろの山林と一体になっていて、耕作できる状態ではないことを確認しております。説明は以上です。

説明が終わりました。現地確認報告を7番鈴木委員お願いします。

議 長 《現地確認報告》
7番鈴木 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。
議 長 「なし」の声あり
議 長 ないようですので、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
議 長 「異議なし」の声あり
議 長 異議なしと認めます。よって、議案第29号については、原案のとおり決定し答申することとします。
議 長 これで、予定議案審議が終了しました。次に、その他、協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

協議事項

小木田局長 (1)令和8年度秋田県農業委員会大会における政策提案事項
(2)県への要請事項

連絡事項

今後の日程

- *7月13日(月) 農用地利用状況調査
市内全域
- *7月24日(金) 農用地利用調整会議 午前9時から
仙北市役所角館庁舎2階(201・202会議室)
- *8月7日(金) 第9回農業委員会総会 午前9時から
仙北市役所角館庁舎2階(201・202会議室)

その他

令和8年度市町村農業委員会地区別研修の出欠について(8月31日開催)

議 長 これで、令和8年第8回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。慎重なる審議をいただき、ありがとうございました。(午前9時53分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。
令和8年7月6日

議 長

署名員 5番

署名員 6番